

# 学校給食について

## 1 学校給食のねらい ※（学校給食法から抜粋）

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 ①心身の健康
  - (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 ②食事の重要性
  - (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 ③食品を選択する能力
  - (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 ④社会性
  - (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 ⑤感謝の心
  - (6) わが国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。 ⑤感謝の心
  - (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。 ⑥食文化
- ③食品を選択する能力

※学校給食は、□に囲まれた6つの食育の観点から教育の一環として実施しています。

## 2 新座市の給食について

新座市の給食は栄養士が献立を立て、学校内の給食室で調理員が作る「単独自校方式」をとっており、衛生・安全面に配慮し提供しています。内容は、週3回以上使用の米飯を中心とした主食と牛乳・主菜・副菜などで構成しています。



## 3 食材について（新座市共通の約束ごと）

- ・化学調味料・インスタントルウ類は使用しません。
- ・加工食品はできる限り使用せず、手作りを心がけています。輸入の果物は使いません。
- ・旬の食材を使い季節感を出し「魚・大豆（製品）小魚・芋類」を積極的に使用しています。



※ 0-157（食中毒）対策のためミニトマトと果物以外は全て加熱して提供しています（サラダ・和え物含む）。

## 4 給食開始日と除去食について

1年生の給食は、令和6年4月16日（火）から実施予定です。

### ●食物アレルギーがあり除去食を希望される方へ

除去食の開始にあたっては、

- (1) 保護者の申出（希望）があること
- (2) 専門医の主治医意見書があること

- (3) 学校で除去食の対応が可能であること
  - (4) 日常的に家庭の食事で、除去食をおこなっていること
- という条件があります。

入学式後～給食開始の16日までに、学校（管理職、担任、養護教諭、栄養士等）と保護者で話し合いの場をもつことをご承知おきください。献立によっては除去食の提供が難しい場合があります、代替品をご持参いただくこともあります。

※本日の提出書類で除去食を希望されたご家庭には、別途お渡ししたい資料がございます。下校班編成後、会場にお残りください。

## 5 ご家庭へのお願い

**できることから食事の準備等に参加させてください。**

給食は約45分間で準備から喫食・片付けまでを行っています。ご家庭でもお子さんがただ食事を出されるのを待つのではなく、準備・片付けをすることに慣れるようご指導ください。

## 6 給食着とナプキンについて

給食当番が使う給食着は学校で用意します。週末に持ち帰りますので、洗濯・アイロンがけをお願いします。翌週の担当児童が使いますので、週明けには忘れずに持たせてください。共有のもので、香りの強い柔軟剤のご使用はご遠慮ください。

口ふきタオル・布ナプキン・マスクは、各自清潔なものをご準備ください。これらを入れておく「給食袋」については3ページに説明があります。

## 7 給食費について

1か月の給食費は4,500円、1食当たり270円となります。1年生は他学年と給食開始日が異なるため、4月の給食費は3日分減額をした集金額となります。

集金は5月からで、初回は4月分を含めた2か月分が引き落とされます。

年間給食回数は、運動会・全校オリエンテーリング・生活科見学を除いた180回です。

年度末会計処理のため9月に2か月分振替をし、8月と3月は口座振替がありません。

長期欠席（土日祝祭日を除く連続5日以上）をされる場合は、分かり次第ご連絡ください。給食費が返金となる場合があります。

### <集金方法>

- ・自動振替（取り扱い金融機関はゆうちょ銀行のみ）です。現金での集金はできません。
- ・振替手数料が児童1名につき10円かかります。
- ・引き落とし日は毎月3日です。土日祝祭日にあたった場合は翌営業日となります。

※毎月2日までに入金するようご協力ください。